

CONTENTS

- 企業法務コラム 労働時間と休憩時間について
- 顧問チャット活用事例 技能実習生らによる労組を介した監理団体への団体交渉申し入れについて
- グレイス・ニュース 入所のご挨拶

TOPICS 企業法務コラム

労働時間と休憩時間について

弁護士
赤島 篤



労働基準法における「労働時間」とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間を意味し（最判昭和 59 年 4 月 12 日）、たとえ作業をしていなくても、業務のために待機している時間は労働時間とされる場合があります（最判平成 12 年 3 月 9 日）。

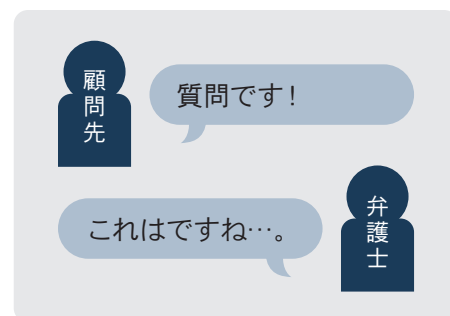
これに対し「休憩時間」とは、労働から完全に解放され、自由に利用できる時間をいいます。裁判例では、例えば昼休みに電話番号を命じられた場合、その間の時間は休憩と認められなかった事例（大阪地判平成 3 年 4 月 19 日）、コンビニ店長が形式上は 1 時間の休憩時間のうち、実際には弁当の検品を行っており、労働時間と判断された事例（福岡地判平成 30 年 9 月 5 日）、社員寮の緊急対応義務が課されていた宿直時間について、形式上は休憩でも、

実質的には拘束性が高いとして労働時間とされた事例（最判昭和 62 年 7 月 17 日）等があり、休憩と労働の境界は、名目ではなく実態によって判断される点が重要です。

最近では、長距離ドライバーについて、タコメーター（自動車の動静を記録する機械）が動いていないため、労働時間ではないと扱っていた会社に対して、自動車は止まっていたとしても、積荷時間や、呼出への対応が想定される場合等は休憩時間ではないと認定されるなど、従来、休憩時間として処理していた時間を労働時間として、労働審判や訴訟を提起されることが増えています。休憩時間が多い業態の会社は対応策を十分に検討する必要があります。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP

2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP

3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
66

技能実習生らによる労組を介した 監理団体への団体交渉申し入れについて



相談者
X社様

弊社が監理している実習実施者の下で以前働いていた技能実習生
2名が労組に加入して団体交渉の申し入れを行ってまいりました。

この技能実習生両名ですが、実習実施者の下で働く間に他の外国
人人材との間でトラブルを発生させており、その件について申し入れ
がなされたようです。弊社としては、技能実習生に対するカウンセリ
ングの手配や引率等のケアを尽くしておりました。

本件に関して、助言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします
します。

監理団体に対して直接団体交渉が申し入れられた場合は、労働組合法7条の「使
用者」に該当しないために団体交渉の応諾義務を負わないとの考えを表明しつつ、
監理団体が実習実施者を監理する立場にあることに照らし、早期紛争解決の目的
で協議の場に参加するといった対応が考えられます。

そのため、本件でも、貴社が実習実施者の監理を行うのではな
く、むしろ実習実施者らとともに技能実習生を働かせていたと
いうような特殊な事情が無い限りは、応諾義務はないという原
則的な立場をとりつつ、早期解決のために協議に参加すること
をご検討ください。

念のため、弊所から急ぎ受任通知を送付する準備をいたしま
す。



回答した弁護士

弁護士
柏木 孝介

| 入所のご挨拶

弁護士
高田 美穂

私は、前職が警察官で、約8年間、殺人や強盗事件、組織犯罪事犯等に従事しました。扱った事件の中には、男女間トラブルを端とする事件も多く、常に被害者の安全を図り、事件解決に当たるよう心掛けておりました。

弁護士業務においても、男女間、人間関係におけるトラブルは多く、事案に当たる際、常に心掛けていることは「きく」と「スピード」です。

「きく」とは、「ご依頼者様の声を聴く」「相手方の声を聴く（訊く）」「物からきく」です。業務上の様々な事象に対する初動の判断、教示内容、行動で、三手先の結論や選択肢が左右されることもあり、その瞬間の判断、行動等が要となることが多々あります。そのため、ご依頼者様をトラブルから早期に解放し、苦しい時間を少しでも短縮できるよう「スピード」も重視しております。

ご依頼者様に寄り添い、ご依頼者様が求めていること、事案解決のために何が必要か、最善の策は何かを考え、早期に事案を解決し、ご依頼者様が力強く新たなステップを踏み出せるよう、よりよいリーガルサービスを提供したいと考えております。

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- ☒ 役員の任期満了時期が把握できていない
- ☒ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注：100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら！



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～18:00

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります

弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35-4 階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区小野柄通 5-1-27-2 階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1-7 階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0806 熊本市
中央区花畑町 12-1-6 階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32-4-7 階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1-8 階
Tel 095-895-5557